

第9期多摩市介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年8月1日～令和9年7月31日

(敬称略)

氏 名	選出区分
きのした よりお 木下 順夫	公募市民委員
すずき みほ 鈴木 美穂	公募市民委員
たなか かずや 田中 和也	公募市民委員
なかむら みちこ 中村 路子	公募市民委員
みやもと さとる 宮本 悟 ※令和6年8月29日～	公募市民委員
いのうえ しゅういち 井上 修一	学識経験者（大学教授）
こやま ていこ 小山 貞子	学識経験者（民生委員）
こいずみ かつなが 小泉 勝長	介護保険事業者（事業者連絡協議会）
さいとう まこと 齋藤 誠	介護保険事業者（社会福祉法人）
はらだ るみ 原田 留美	介護保険事業者（医療法人）
あさい ひでお 浅井 英夫	関係団体（歯科医会）
なかむら ひろゆき 中村 弘之 ※令和8年8月1日～	関係団体（医師会）

※選出区分ごと・50音順

多摩市介護保険施行規則（抄）

第5章 介護保険運営協議会

（委員の任期）

第28条 条例第21条に規定する多摩市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の任期は3年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（会長及び副会長）

第29条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第30条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（専門部会の設置）

第31条 協議会の運営にあたっては、必要に応じ専門部会を設けることができる。

（関係者の出席）

第32条 会長は、協議会の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第33条 会議は、公開とする。ただし、会長が公開を不相当と認めたときは、この限りでない。

（庶務）

第34条 協議会の庶務は、健康福祉部介護保険課において処理する。